

西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金に関する Q & A

<助成対象>

Q 1 非常勤の介護職員として勤務しているが、助成の対象となるか。

A 1 常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。

Q 2 通信講座でも助成の対象となるか。

A 2 都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。

Q 3 研修を修了した時点では西宮市民だったが、その後市外に転出し、市外の事業所に勤務している場合、助成の対象となるのか。

A 3 申請時において、「西宮市内に所在する助成対象事業所に勤務する人」、または「西宮市内に住所を有する人で助成対象事業所に勤務する人」が要件であるため、助成の対象外となります。

Q 4 勤務開始後 3 箇月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成の対象となるのか。

A 4 原則として、同一の事業所に 3 箇月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q 5 事業所に 3 箇月以上勤務していることをどのように証明するのか。

A 5 勤務先の事業所に勤務証明書（第 2 号様式）の発行を依頼してください。

Q 6 研修修了日とはどの時点を指すのか。

A 6 研修実施事業所が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。

<対象経費>

Q 7 通学の交通費は助成の対象となるか。

A 7 助成の対象外です。

Q 8 受講料を分割払いの場合に生じる手数料は助成の対象か。

A 8 助成の対象外です。

Q 9 研修の修了試験に合格できず、追試等の費用を負担した場合、助成の対象となるのか。

A 9 修了試験に合格した方との公平を図るため、追試等の費用については、助成の対象外としています。

<申請関係>

Q10 助成の要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。

A10 先着順で申請を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申請してください。なお、今年度の交付申請の受付は令和8年3月6日までです。

Q11 受講費等を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能か。

A11 申請には研修実施事業所が発行する領収書等の写しが必要です。なお、領収書等は申請者本人が全額自己負担した介護職員初任者研修、実務者研修、居宅介護職員初任者研修、生活援助従事者研修のいずれかの受講費等であることが確認できるものとしてください。

Q12 受講費等を分割払いとした場合は、どの時点で申請すればよいか。

A12 受講費等を全額自己負担され、領収書等の写しが添付できる時点で申請してください。

Q13 領収書等を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A13 研修実施事業所に再発行を依頼してください。再発行ができない場合は、支払証明書等の発行を依頼してください。

Q14 他の助成と併用はできるか。

A14 併用はできません。他の助成を受けていない、かつ受ける予定のない人が対象になります。

Q15 領収書等の宛名は会社名ですが、但し書きで申請者の氏名が書かれている場合でも申請できますか。

A15 申請できません。この制度は個人への助成となっており、受講費等を全額自己負担されたことを確認するために領収書等の提出を求めています。宛名が申請者の氏名の書かれた領収書等の写しをご提出ください。